

岩手県告示第50号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、次のとおり認定特定非営利活動法人の認定をした。

平成25年1月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人成年後見センターもりおか
- 2 代表者の氏名 石橋乙秀
- 3 主たる事務所の所在地 盛岡市大通一丁目1番16号
- 4 認定の有効期間 平成24年12月25日から平成29年12月24日まで